

【記者会見資料】

脱原発東北電力株主の会

代表 篠原 弘典
〒981-8007
仙台市泉区虹の丘3-5-13
電話&FAX 022-373-7000

●今回の株主提案

23年続けての株主提案

株主数 214名 議決権数 2,556個 (255,600株)

●プロフィール

1990年 第66回定時株主総会参加
1990年 株主総会決議取消訴訟
1992年 第68回総会に「青森・宮城・福島3県の県議会議長を取締役に据える慣例をやめること」を求める3つの議案の株主提案(77名株主45,400株)
1992年 株主総会議決権確認訴訟
1996年 脱原発株主提案(102名株主68,400株)以後毎年
2001年 脱原発株主提案(687名株主710,700株)
2009年 「株券電子化」で脱原発株主提案(247名株主321,500株)に半減
2017年 脱原発株主提案(198名株主259,000株)
事務局10名 全国約230名の株主から賛同協力

●これまでの主な株主提案

- 青森・宮城・福島3県の県議会議長経験者を取締役に据える慣例をやめること(1992年・1996年・2001年)
- 配当金を一株当たり30円に増配すること(1996年~2006年)
- 取締役会をスリム化すること(1997年・1999年・2001年)
- 新潟県巻原発建設計画を白紙撤回すること(1996年・1997年・2000年・2001年)
- 自然エネルギーを推進するためグリーン電気料金制度を導入すること(2000年)
- 役員報酬を開示すること(2004年~2010年)
- 部門別カンパニー制度の導入(2005年)
- 役員退職慰労金制度を廃止すること(2006年)
 - ・核燃料サイクル事業からの撤退(2002年・2004年・2005年・2011年・2016年・2017年)
 - ・プルサーマル計画を中止すること(2009年)
- 浪江・小高原発計画を白紙撤回すること(2012年)
- 高速増殖炉開発からの撤退(2010年・2016年)
 - ・原子力発電からの撤退と再生可能エネルギーの推進(2017年)
 - ・女川原子力発電所の廃止(2017年)
 - ・使用済核燃料の管理責任(2017年)
 - ・再生可能エネルギー電源の優先的な接続(2017年)

※ ○は、取締役会の反対で株主総会で否決されたが、後に実現した株主提案

東北電力株式会社第94回定時株主総会 共同株主提案議案

第1号議案 定款一部変更の件（1）

◎議案内容

第1章 総則に以下の条項を追加する。

（脱原発会社宣言）

第6条 当社は、東京電力福島第一原子力発電所事故により甚大な被害を受けた東北圏を供給区域とする電力会社であることを重く受け止め、「脱原発会社宣言」を行い、原子力発電に依存しない電力供給体制の確立を目指す。

（上記第6条の新設に伴い、現行定款の第6条以下をそれぞれ1条ずつ繰り下げる。）

○提案の理由

東日本大震災から7年、当社の4基の原発が全て止まったままでも、電気の供給という当社の社会的役割は何のトラブルもなく果されて来ています。

動いていない原発のためにも維持費がかかり、平成28年度の電気事業営業費用で原子力発電費は940億7,200万円計上されており、原発に執着することによって日本原燃や日本原子力発電などに債務保証などで多額の出資も余儀なくされています。

電力自由化でますます厳しい経営環境が進むと予見される現在、脱原発を進め原発維持費を削減することは必要ですし、原発事故による被災地を抱える当社管内において、合意形成が困難な原発再稼働に固執することなく、日本の電力会社初の「脱原発会社宣言」を行うことで株主および消費者の信頼を得ることは経営上の大きなメリットともなります。

この議案は第90回総会で提案した議案と同じものですが、原発事故収束の困難さと被害の深刻さがますます際立って来た7年目の総会に再度提案いたします。

第2号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第7章 東通原子力発電所の廃止

第44条 当社は、東通原子力発電所の適合性審査申請を取り下げ、廃炉の措置を進める。

○提案の理由

当社は、原子力規制委員会で東通原発の適合性審査を受けていますが、施設直下に活断層があるために新規基準に合格することが困難になっています。

つい最近も原子炉を冷やす海水の取水口直下を走る「m-a断層」に活動性がないと立証することが困難と判断して、取水口を現在地から百数十メートル南側に新設すると発表したりしています。

また昨年末政府の地震調査委員会は、北海道東部沖の太平洋で大津波を伴うマグニチュード9級の超巨大地震が、30年以内最大40%の確率で発生するとの予測を公表しました。その巨大地震と大津波に襲われる可能性もあります。

東京電力が建設工事を中断している東通原発の共同建設や運営に向けて設置される協議会に、当社も加わるとの報道もなされていますが、愚の骨頂です。

当社は女川原発と東通原発の安全対策工事に3千数百億円費やすと公表していますが、無用な出費です。再稼働を断念して廃炉の事業を早速にも始めるべきです。

第3号議案 定款一部変更の件（3）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第8章 廃炉計画の策定

第45条 当社は、原発廃炉時代を見据え、他電力会社に先駆けて廃炉計画を策定・公表することで、消費者の信頼および経営の透明性を確保する。

○提案の理由

福島原発事故以来、現在全国で17基の原発の廃炉が決定しており、「大廃炉時代」に突入したと言

っても過言ではありません。当社においても、女川原発 1 号機は運転開始から 34 年が経過しており、廃炉開始までの時間的余裕は無いはずで

低レベル放射性廃棄物のうち通常原発の運転に伴って出る分は、六ヶ所村の日本原燃の「低レベル放射性廃棄物埋設センター」に埋めることができますが、廃炉作業で出た分は電力各社が責任を持って処分することになっています。

従って、原発解体時に出る金属やコンクリート等の「低レベル放射性廃棄物」の処分地の確保が必要となってきます。処分地の選定は時間を要することが想像されることもあり、当社も早急に着手することが必要です。

また当社において、廃炉技術の研究開発への準備がなされているのか疑問であり、速やかな廃炉に対応する体制整備の構築が迫られています。

第 4 号議案 定款一部変更の件（4）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 9 章 送電線容量の有効活用

第 4 6 条 当社は、基幹送電線の容量を、実潮流ベースで有効活用することによって、再生可能エネルギー等の新規電源の速やかな接続を促進する。

○提案の理由

「空き容量ゼロとして、太陽光や風力などの発電設備が新たに繋げなくなっている東北地方の 14 基幹送電線が、実際は 2%~18.2%しか使われていない」という研究者の分析が大きく報じられました。当社が原発などの全設備がフル稼働する想定で算出した「空き容量」と、実潮流ベースの送電線利用率が大きくかけ離れていることが明るみに出たのです。

これでは「再稼働の目途もない原発が再生エネの導入拡大を阻んでいる」形となり、現行の接続ルールをより透明性・公平性・効率性の高いものとするのが、当社の社会的責任として問われています。

当社は、まず実際の空き容量に関する情報を適切に開示し、そして欧米などで普及している「コネクト・アンド・マネージ」（実際の発電状況を細かく見て、容量の「すきま」を活用することで送電量を増やす手法）を積極的に導入するべきです。そして公平な接続ルールに基づいて、再生エネ等の新規電源の接続を促進することが求められています。

第 5 号議案 定款一部変更の件（5）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 1 0 章 再生可能エネルギー導入拡大計画の策定と実行

第 4 7 条 当社は、再生可能エネルギーの導入拡大へ向けた中長期計画を策定し、着実に実行し、出来るだけ早期に再生可能エネルギー比率を 30%~40%とすることを目指す。

○提案の理由

今、世界では再生エネの普及が急速に進んでいます。2017 年の太陽光発電の設備容量は累計約 400 ギガワット、風力発電は累計約 540 ギガワットに達し、それぞれ 2010 年の 10 倍、2.5 倍に伸びました。

コストの低下も著しく、国際エネルギー機関（IEA）によると、10 年と比べて太陽光発電は 70%、風力発電は 25%安くなりました。IEA は「電力供給の主役は石炭から再生エネに変わる」と世界のエネルギー転換を予測しています。

一方、世界の総発電量に占める原発の割合は 1990 年代をピークに下がり、今は 1 割程度にとどまっています。風力は 2015 年に、太陽光も 2017 年に、累計設備容量で、原子力を抜き去りました。

当社はこの世界の潮流に乗り遅れることなく、挑戦的な再生エネ導入拡大計画を作って着実に実行し、出来るだけ早期に再生エネ比率を 30%~40%とすべきです。そのためには、地域の市民発電やご当地発電を応援し育成していく姿勢を持つことです。それこそが地域に「よりそう」電力会社の道です。

第 6 号議案 定款一部変更の件（6）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第11章 出資・債務保証

第48条 当社は、電力自由化に対応し財務の健全性を確保するため、すでに破綻し“負の遺産”になった原子力発電事業並びに核燃料サイクル事業への投資を見直し、世界の趨勢である太陽光発電や風力発電、その他の再生可能エネルギー事業への投資を加速する。

そのために、以下の会社への出資・債務保証を取りやめる。

1. 原発専門事業者の日本原子力発電株式会社への出資及び債務保証は行わない。
2. 核燃料再処理事業者の日本原燃株式会社への出資及び債務保証は行わない。

○提案の理由

日本原子力発電は保有する4基の原発のうち2基が廃炉作業中で2基は停止中です。発電量ゼロにも関わらず、当社など5電力が年間1千億円以上の基本料を支払っています。同社は東日本大震災で被災した東海第二原発について、運転期限40年の20年延長を申請しています。今年11月までに原子力規制委員会の審査に合格しなければならず、そのための安全対策工事費約2,000億円の借入れの債務保証を当社と東京電力に要請しています。しかし廃炉のための解体引当金1,800億円の大部分を他用途に流用しており、また地元には再稼働反対の声もあり、債務保証や電力購入の前払い金を支出すべきではありません。

日本原燃の六ヶ所再処理工場は、当初の1997年完成予定から20年以上過ぎた昨年12月、23回目の完成予定の3年延期を行いました。建設費は既に2兆2,000億円を超え、「もんじゅ」も廃炉となり、プルトニウムの使い途もなくなり、核燃料サイクル事業は破綻しています。すぐに投資を中止すべきです。

● 「株主提案権」とは

※参考

新会社法第303条2項および305条1項〔株主による議題・議案の提案権〕

前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、総株主の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権又は三百個（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その個数）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主に限り、取締役に対し、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。（以下省略）

株主の「提案権」は、欧米の株主総会では以前から定着していた制度です。株主総会で会社（取締役会）が議案を提案するのと同じように、株主にも議案提案の権利を認めようというものです。日本では、昭和56年の商法改正で、「232条の2」に導入されました。その後2006年の新会社法の第303条2項および305条1項に引き継がれています。その目的は、株主に対して、株主総会の機会を利用して会社の経営に関する株主自身の意思を決議に反映させ、会社内部の風通しを良くしようというものです。

この株主提案権を行使するためには、

- ① 株主総会当日（6月末の予定）の8週間前までに議案を提出すること
- ② 合計で議決権300個（3万株）以上の株主の同意・署名があること
- ③ その株主たちが、議案提出の時点で、引き続き6か月以上株を持っていること
- ④ 提案に加わろうとする株主が自分の証券会社等に「個別株主通知」の申出を行うことが必要です。

●2009年株券電子化に伴う株主提案の流れ

以前は、「株主提案権行使合意書兼委任状」に必要事項を記入し届け出印を押して、返送するだけでした。ところが、2009年1月の「株券電子化」で上記手続きの他に、証券会社等に「個別株主通知申出書」を提出し、「個別株主通知申出受付票」を入手し、返送していただく手続きが必要になりました。



